

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。
平成21年3月6日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第1号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する等の規則

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第1条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内 容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内 容	公安委員会	警察本部長
1 削除					1 民法(明治29年法律第89号)	第34条	<u>国家公安委員会の所掌事務に係る事業を目的とする公益法人(以下この項において「法人」という。)の設立許可</u>	○	
						第38条第2項	<u>法人の定款の変更の認可(重要なものに限る。)</u>	○	
							<u>法人の定款の変更の認可(重要なものを除く。)</u>		○
						第59条第3号	法人の監事から報告の受理		○
						第67条第1項	法人の業務の監督		○
						第67条第2項	法人に対する監督上必要な命令		○
						第67条第3項	法人の業務及び財産の検査		○
						第71条	法人の設立許可の取消し	○	

	第72条第2項	法人の残余財産の処分の許可		○
	第77条第1項	法人の解散の届出の受理		○
	第77条第2項	清算人の就職の届出の受理		○
	第77条第3項	清算人の就職の届出の受理(第77条第2項の準用)		○
	第83条	法人の清算終了の届出の受理		○
	第84条の2第2項	内閣総理大臣からの法人に対する監督上の命令又は設立許可の取消しについての指示に対する措置	○	
(1) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年香川県規則第2号)	第3条	法人の設立登記の届出の受理		○
	第4条	法人の事業計画書等の受理		○
	第5条第2項	法人の寄附行為の変更の認可(重要なものに限る。)	○	
		法人の寄附行為の変更の認可(重要なものを除く。)		○
	第6条第1項	登記事項変更の届出の受理		○
	第6条第2項	法人の監事の届出の受理		○
	(2) 香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関	第8条第1項	監督上必要な業務に関する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査の実施	
第8条第2項		身分証明書の交付		○

2～67 略				
68 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	略			
68の2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）	第46条第2項	特例民法法人の解散の登記の嘱託		○
	第67条第2項	特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認		○
	第69条第1項	特例民法法人の合併の認可	○	
	第69条第5項	合併後旧主務官庁に対する特例民法法人の合併の認可の申請書の送付		○
	第72条第2項	合併存続特例民法法人からの登記をした旨の届出の受理		○
	第92条	特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め		○
	第94条第6項	特例財団法人の定款の変更の認可		○
第96条第1項	特例民法法人に対する措置命令		○	

する規則（平成12年香川県公安委員会規則第25号）	第9条	役員就任の承認	○	
	第10条	資料の提出要求又は説明の要求		○
2～67 略				
68 破産法（平成16年法律第75号）	第219条第1項	財団法人の継続の認可	○	
68の2 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	略			

第96条第2項	特例民法法人に対する解散命令	○	
第96条第3項	特例民法法人に対する解散命令の要旨の公示		○
第97条	特例民法法人の解散の登記の嘱託		○
第104条第2項	行政庁からの欠格事由の有無についての意見聴取に対する回答		○
第105条	特例民法法人の公益社団法人又は公益財団法人への移行に関する行政庁からの通知の受理		○
第106条第2項	特例民法法人の移行の登記の届出の受理		○
第108条第2項	登記をした旨の届出があった場合の行政庁への事務の引継ぎ		○
第109条第2項	行政庁からの認定の取消しの通知の受理		○
第109条第5項	特例民法法人の解散の登記の嘱託		○
第110条第2項	特例民法法人の解散の登記の嘱託		○
第120条第4項	行政庁からの認可申請法人の事業活動の内容についての意見聴取に対する回答		○
第120条第5項	特例民法法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関する行政庁からの通知の受理		○
第121条第1項	特例民法法人の移行の登記の届出の受理（第106		○

		<u>条第2項の準用)</u>		
	<u>第121条第2項</u>	<u>特例民法法人の解散の登記の嘱託(第110条第2項の準用)</u>		○
	<u>第131条第3項</u>	<u>行政庁からの認可の取消しの通知の受理(第109条第2項の準用)</u>		○
	<u>第131条第5項</u>	<u>特例民法法人の解散の登記の嘱託(第109条第5項の準用)</u>		○
68の3 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)	略			
68の4~71 略				
72から74まで 削除				

68の3 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)	略			
68の4~71 略				
<u>72 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)</u>	<u>第40条の3第1項第3号</u>	<u>特定公益増進法人であることの認定及び更新</u>		○
<u>(1) 租税特別法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)</u>	<u>第23条の4第3項</u>	<u>特定公益増進法人であることの証明</u>		○
<u>73 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)</u>	<u>第217条第1項第3号</u>	<u>特定公益増進法人であることの認定及び更新</u>		○
<u>(1) 所得税法施行規則(昭和40年大蔵省令第11号)</u>	<u>第47条の2第3項第1号ハ</u>	<u>特定公益増進法人であることの証明</u>		○
<u>74 法人税法施行令(昭和40年政</u>	<u>第77条第1項第3</u>	<u>特定公益増進法人であることの認定及び更新</u>		○

					令第97号)	号			
					(1) 法人税 法施行規則 (昭和40年 大蔵省令第 12号)	第24条第 2号	特定公益増進法人である ことの証明		○
75～99 略					75～99 略				
備考 略					備考 略				

(香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第2条 香川県公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第25号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人であって整備法第40条第1項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。）に対する特定公益増進法人であることの認定、更新及び証明については、改正前の別表の72の項から74の項までの規定は、なおその効力を有する。